平成２２年（再ロ）第４号
青森県つがる市木造蓮花田桜刈５番地３
再生債務者　三戸知華子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月９日まで
平成22年８月12日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号
秋田県仙北市角館町山谷川崎黒沢207番地
再生債務者　黒澤　功一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月９日まで
平成22年８月12日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再ロ）第３号
香川県高松市国分寺町柏原1028番地
再生債務者　十川　佳史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月９日まで
平成22年８月12日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再ロ）第１００４１号
東京都足立区竹の塚１―13―16―401
再生債務者　中口　弘樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年８月26日まで
平成22年８月12日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号
沖縄県石垣市字白保268番地の217
再生債務者　大泊　　均
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月11日　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（再ロ）第１号
鹿児島県霧島市福山町福山5560番地６
再生債務者　谷山　浩次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２２年（再ロ）第２号
福島県郡山市富久山町久保田字乙高75番地
くまだ荘101号
再生債務者　柳沼　孝則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再ロ）第３４号
大阪府大東市扇町７番３号アークホール201号
再生債務者　渡邊小夜美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号
埼玉県上尾市大字今泉136番地１
再生債務者　石岡　郁雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１００１８号
東京都杉並区上高井戸２―11―40―106
再生債務者　野村　道彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月11日
東京地方裁判所民事第20部

東京都豊島区公債抽せん公告

東京都豊島区公債の定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘柄	償還金額	償還期日
東京都豊島区公債平成12年度第１回	85,960千円	平成22年11月25日

1．抽せん日時　平成22年９月９日　午前10時より
1．抽せん場所　㈱みずほ銀行（東京都千代田区内幸町１－１－５）
1．抽せん方法　全数抽せん
平成 22 年８月 20 日
豊　島　区

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第１項の規定により、次の免許状取上げの処分を行った。
平成 22 年８月 20 日　　広島県教育委員会
1　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭一級普通免許状、昭63中１普第45号、昭和63年11月２日、広島県教育委員会
⑵　高等学校教諭二級普通免許状、昭63高２普第64号、昭和63年11月２日、広島県教育委員会
2　氏名及び本籍地
大丸　浩二　広島県
3　取上げ処分年月日
平成22年７月20日
4　失効年月日
平成22年７月21日
5　取上げの事由
教育職員免許法第11条第１項該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年８月 20 日　　広島県教育委員会
1　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭一級普通免許状、昭60中１普第3632号、昭和60年３月31日、東京都教育委員会
⑵　高等学校教諭二級普通免許状、昭60高２普第3680号、昭和60年３月31日、東京都教育委員会
2　氏名及び本籍地
菅野　浩司　東京都
3　失効年月日　平成22年３月26日
4　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月二十二日
掲載頁　一一一頁（号外第二七〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月二十二日
掲載頁　一一一頁（号外第二七〇号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十二月二十二日
掲載頁　一一一頁（号外第二七〇号）
平成二十二年八月二十日
仙台市青葉区大町二丁目九番八号
（甲）株式会社ヤナセ東北
代表取締役　早坂　盛講
青森市大字八ツ役字矢作七〇番地三
（乙）株式会社ヤナセ青森
代表取締役　板橋　　徹
岩手県盛岡市みたけ二丁目四番一号
（丙）株式会社ヤナセ岩手
代表取締役　板橋　　徹